

駐車監視員活動ガイドライン

令和6年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	国道23号線・国道1号線 ・県道豊橋大知波線	（絹田ガード西交差点～赤岩口交差点） 9時～22時
	国道259号線 県道豊橋停車場線・市道神明町 ・向山大池町1号線	（西八町交差点～空池交差点） （豊橋駅～大池南交差点） 9時～22時
	市道広小路通り	（豊橋駅北交差点～神明交差点） 9時～22時
	○ 重点路線	
	路線（区間）	重点時間帯
	市道牛川通・飯村町1号線	（南牛川二丁目交差点 ～豊岡中学校南西交差点） 9時～22時

重点地域	◎ 最重点地域	
	路線（区間）	重点時間帯
	豊橋駅周辺地区	・駅前大通一丁目～三丁目・松葉町一丁目～三丁目・広小路一丁目～三丁目 ・大橋通一丁目～三丁目・花園町・萱町・魚町・上伝馬町・新本町・札木町 ・八町通一丁目・東小田原町・新吉町・西小田原町・神明町・呉服町・大手町 ・関屋町・新川町・曲尺手町・中柴町・絹田町・花田町（字中ノ坪、字石塚、 字絹田、字齊藤、字野黒、字城海津、字西宿、字北新起、字牟呂海道、字百北 字大山塚、字南新起）・花田一番町・羽田町・八通町・白河町・野黒町 ・立花町・羽根井本町・大岡町・前田中町・前田町一丁目・談合町・鍛冶町 ・中世古町・東松山町・前田南町1丁目・北側町・花田二番町・花田三番町 ・西羽田町・西松山町・中松山町・南松山町・西新町・舟原町・前田南町2丁目 ・小畷町・前田町2丁目 9時～22時
	○ 重点地域	
	路線（区間）	重点時間帯
	総合運動場周辺地区	・八町通二丁目～五丁目 9時～22時
	豊橋市民球場周辺地区	・平川本町一丁目～二丁目・岩田町 ・中岩田一丁目 9時～22時
	豊橋競輪場周辺地区	・仁連木町・井原町・東田町 9時～22時
	豊橋駅西部地区	・関屋町・湊町・船町・大橋通3丁目・八町通1丁目・絹田町 ・南島町1丁目～2丁目・三ツ相町・三ツ相町字西外川原・野田町字野田 ・北島町（字西川原、字中川原、字外川原、字北島、字高田、字口戸、 字青木前）・吉川町・菰口町1丁目～6丁目・小向町字北小向 ・新栄町（字東小向、字南小向、字新田中、字鳥瞰）・築地町・西羽田町 ・花田町（字荒木、字中ノ坪、字越水、字百北、字小松、字稲葉、字築地、 字西郷、字後田、字中郷、字塞神）・錦町・羽根井町・羽根井西町 ・中郷町・花中町・入船町・牟呂町字扇田・高師石塚町字石塚 ・山田町（字瀬戸・字西山・字郷）・山田一番町・つつじが丘1丁目 ・小池町（字角田、字上田、字西海戸、字鴨田、字原下、字上ノ山、 字山田川、字安海戸）・柱一番町・柱三番町・柱四番町・松村町・有楽町 ・小池町・西小池町・東小池町・南小池町・北丘町字北丘 ・西橋良町・中橋良町・東橋良町・堂坂町・鴨田町・柳生町 ・堂浦町・橋良町字東郷・福岡町・富本町・富本町字東郷・鍵田町 9時～22時

愛知県豊橋警察署